

## 持続可能な調達ワーキンググループ（第19回）

### 議事録

※議事録では「ワーキンググループ」を「WG」と記載しております。

日時：平成30年1月29日 14:00～15:20

会場：組織委員会虎ノ門オフィス 会議室

#### 1. 本日の議事その他について

事務局：本日の議事については次第のとおり。本日はパーム油について検討する。

#### 2. パーム油の調達基準の検討について

事務局：最初に前回の簡単な振り返りをしたい。その後、事務局からポイントをお示しし、それを踏まえて委員間でご議論いただきたい。

事務局より資料2～5に沿って説明

秋月：これまでのご説明に対して御質問・御意見があればお願いします。

河野：ターゲットはいわゆる原材料のパーム油なのか、中間加工品含む最終製品なのか整理してほしい。パーム油を輸入してきて国内で製品にするということに対して私たちは注力しなければいけないのか、それともドーナツや石鹸洗剤がこういった認証油を使って海外で製造されて、それを輸入品として仕入れたものも対象になるのか整理してもらいたいと思う。消費者の立場としては国内で生産されたものがパーム油の対象になっていけばよいと思うし、重要だと思うが、時間的に間に合わなかった時、製品として国内に入ってきたのものがあるとする、どのような扱いにするのかについて教えていただければと思う。

事務局：今まで国内で製造したか海外で製造したかで特に分けて考えていなかったがどういう整理できるか検討したい。

金子：実際の最終的なコードの中にも具体的な品目名を入れてほしい。一般の方にはパーム油が使われている製品がまったく認知されていないので、加工食品と書かれても、何を指すのかまったくわからないと思うのでお願いしたい。持続可能性の観点の具体的内容の例について。例という書き方によってすべてやらなくてもよいと思われてしまうと良くないと思う。②の3点はどれも重要な観点になる。例に挙げられている項目についてすべて満たされるようにしてほしい。③土地の権利の部分について。先住民族に対して意見を述べる機会を確保することとなっているが、ただ意見を述べる場を設けているだけでは権利の確保にはならないと思う。合意を得るまでを書いてほしい。認証の方式について。パーム油の製品は色々なものを混ぜて最終製品を作ることからサプライチェーンが長くなるので、クレジットを認めることには基本的には合意である。ただ基本的にはMB以上を基準にしてはどうか。クレジット方式は認証油

が確保できない時のための制度であるので、実際には持続可能性が確認された油が一滴も入ってなくてもクレジットを買えば認められる仕組みになっている。サプライチェーンへの働きかけがまったく効かず、直接農家に利益がいく仕組みになっている。ここは MB 以上を目指して頑張り、どうしても確保できない時はクレジットを認めるという書き方がよいかと思う。

富田 : 発電用途としてパームの油や PKS が使われることがある。脱炭素の分野で話し合われているかわからないが、これらが対象になるのか確認したい。②の天然林について、開発に必要な事業許可を受けているといことでこれが適切な措置になっていると言えるか。全般的に例を見ると書いてあることが緩く感じられてしまう。先住民の権利も述べる機会を確保しているとなると形式的な話だけになり抑止効果がなくなってしまう。3 ページの行動改善につながらないという記載はない方がよい。大手でブランドを意識する企業であればある程こうしたことを気にする。これを契機に世の中に広めていく観点からすると、本来は幅広い意味での適用範囲を考えた方がよいと思う。クレジット方式を認めることになると実態的に何も変化しないで終わる可能性もあると思うので、このあたりはきちんとした対応を考えた方がよいと思う。①から④の確認について認証油であれば確認がいらぬロジックとなっており、これまでの他の基準と同じだと思う。強制労働が④に入っているが、認証油表の内容を見る限り、強制労働の禁止を謳うには弱いのではないかと思う。強制労働を謳うことは大事だと思うし、認証の中で担保されていない項目は認証に加えて別に要求することが必要ではないかと思う。

事務局 : パーム油を燃やして発電することもできるということは承知していたが、実際に国内でパーム油を燃やした発電はかなり少数だと認識していたこともあり、本日のたたき台では挙げていなかったところ。ただこれも対象にすべきという意見があれば検討できると思う。強制労働について、ISPO、MSPO も強制労働というワードは入ってなくても、適切な労働条件や雇用手続き等について求めているので、これによって強制労働を含めた不適切な労働問題が起きないような対処はされていると考えて整理した。ヒアリング後に ISPO と MSPO に追加で聞いた質問への回答の中でもそのような説明があったことを併せて紹介しておきたいと思う。

富田 : 発電用の油については、FIT で油でバイオ燃料として使うことがかなり言われていると理解しているので、現時点で入れるかどうかは別として、大会として脱炭素の方向に向かっているので、仮に非認証のようなものが使われることになると、食品用途の比ではない量が使われる可能性があるので十分留意しておく必要があると思う。

井上 : エネルギー用のパーム油の使用について、資源エネルギー庁で議論されていることを紹介したい。検討の中では基本的には認証油を使おうという流れでほぼ固まっているようだ。日本の輸入量が 60 万トンであるのに対し、潜在需要は 960 万トンとなっていてそれらが認証対象になっている。実際は 100~200 万トンが使われるのではないかとされている。ここからは私の意見になるが、今回の組織委員会で話すのは食用ということで、資源エネルギー庁では認証油を使うということで決めると思うが、ここで議論するとややこしくなると思う。入れたら入れたで仕方がないと思うが、とりあえず議論の対象から外してもよいと思う。ただ実態として資源エネルギー庁も認証油を対象と考えているようである。

富田 : 食品用途を対象とするのであればそれはそれでよいと思う。その代わり脱炭素の分野で変なものが入ってこないよう担保するなどした方がよい。この WG というよりは全体でケアして

いただければと思う。

土井：金子委員や富田委員の意見に同意する。強制労働の項目があるかないかという議論があったが、ここに第三者的な立場によるパーム油認証のスタンダードについて比較したスタディがあり、それを見るとRSPOに関しては強制労働について明確な基準があるとなっている。ISPOやMSPOはないとなっている。当該認証がどのように回答したということだけではなく、独立したグループの比較がある手前では当事者が大丈夫だからと言ってそれでよいとはならないと思う。移住労働者の保護もRSPOはスコアが3点であったがMSPOやISPOは0点だった。よって、新たな対策がとられてそれが有効なものである場合に限り、強制労働や移住労働者については追加の調査等をした上で基準を満たしたものとして認める他ないのではないかなと思う。クレジット方式は調達コードの策定に関わった身からすると、調達コードを満たしていないものを許容するということは非常に大きな事だと思うので、例外になるかなと思う。どのような場合にコードに違反しているものを例外として認めるかという議論が必要であると思う。例えば、金子委員が言ったようにコードに合うものをどうしても調達することができないというような場合、それを法律的な文言に直す必要があるかなと思うが、個人的にはリーズナブルなものだと思う。いずれにしてもパンドラの箱を開けるようなことになるので慎重な議論が必要だと思う。

事務局：MSPOやISPOに強制労働の禁止等がないのではないかなという土井委員のご意見については、以前にWGでの参考資料として紹介したFPPの比較資料を見てのご発言だと思う。確かにその資料の中では強制労働や移住労働者の保護が0点になっているが、それは各認証の基準の中に「強制労働」や「移住労働者」といったワードが入っていないから0点にしていると理解している。しかしながら強制労働についてはISPO、MSPOも労働者の保護をしっかりやらないといけなくて書いてあるし、移住労働者についてもそれぞれ人種や性別で差別をしてはいけないといった事が書かれているので対処できるものと考えている。事務局では、「強制労働」等の直接的な言葉がないからというところで判断せずに、内容面を見た上で整理をしている。クレジット方式については、認証が取れていない農園から来たものを使う可能性が高いため抵抗感があるというご意見があることは承知している。ただ、MB方式でも認証農園由来でない油が物理的に入ってくる。したがって、クレジット方式を駄目とするならMBも駄目としないと整合性が取れないと思う。クレジット方式も現場の改善につながることで、また、日本で持続可能なパーム油の取組が進んでいない中で一歩踏み出してもらおうものとしてクレジット方式を提案させてもらった。

黒田：認証油が①から④をすべてクリアしていることが前提になり過ぎていないかなと思う。ここについてもう少し議論が必要だと思うし、FPPの資料など様々なところが比較的新しい認証と言われているISPOも含めた情報を公表している資料もあると思うので、ここをもう少し見ないと、この3つの認証は①から④全てを担保しているという誤ったメッセージを出してしまうのではないかと危惧している。このWGの原理原則としてまず要件があり、認証があってそれがある程度満たしているのであればそれを認めるが、そうでない部分は別の方法で担保する、ということがあると思うので、そこに立ち返るべきだと思う。2ページの④については農園だけでなくサプライチェーンで考えた方がよいのではないかなと思う。農園労働者だけでなく加工工場についても労働環境で強制労働などもあるかもしれない。②や③については

農園の話になるかもしれないが、そこは検討してもらいたいと思う。RSPOについては日本の企業も非常に努力していると思っている。国際基準で議論されているものと比べて、調達WGの議論が少し緩いと思われるしまうと、どんな影響が出てくるのかということをし少し心配している。

事務局：認証だけでは駄目かもしれないというご意見や、今挙げている持続可能性の観点で全部担保されていない認証があるかもしれないというご意見について、具体的にどうなったらよしと言えるのか考えているところ。言葉として「強制労働」が入っていればよいという話なのか、入っていても駄目な場合もあるかと思うので、その辺りが難しい課題と思っている。

小西：金子委員、黒田委員、富田委員、土井委員の意見に賛成である。ここに書かれている具体的な内容の例を精査して、これらをすべて満たす必要があるという書き方に変える必要がある。認証油であればすべて満たしているということを東京オリンピック・パラリンピックが認めていると出してしまうには、今日本国内で行われている燃焼油の議論にも良い影響を与えないと思うし、国際的にも良い影響を与えるとは思えない。WWFもインドネシアやマレーシアにオフィスがあるが、その他の国際的に活動する複数の団体から既に問題を指摘されているものが現実でありながら、それをいわば認証なら全てOKという見えない形にするもののリスクというものを東京オリンピック・パラリンピックが負うことに対する懸念が強くある。資料でRSPO、MSPO、ISPOそれぞれの認証を比較しているが、結局はそこに書かれているかどうかではなく、現地で実効力のある形で実施されているかどうかを見るのが大事だと思う。RSPOでも足りないと言われている。人権や強制労働の禁止を確保するためには農園までのトレーサビリティを確保することによってある程度わかると思う。これらの書かれていることを実行しているかどうかをコードの中に入れていくとよいと思う。具体的にはまず農園までのトレーサビリティを確保しているかどうか。そして、先住民に関する人権問題というのはFPIC、事前の合意というものがなされていることを義務化すべきだと思う。事前の合意がない限りは結局は人権確保にはつながっていないので、FPICがない限りということを確認すべきかと思う。3つ目としては保護価値の高い地域で開発していないということを確認すべきだと思う。認証油であれば全てOKとするのではなく、認証油であってもこの3つは最低限確保することを上乗せしていけば実効力のある形で担保できると思う。それをすることによって、逆に日本で先進的な企業が頑張っているの、その頑張っている企業が東京オリンピック・パラリンピックとしてはそれくらいのことを求めていく、実際現地で行われていることを確保するというを示すのが今後へのレガシーになると思う。

土井：事務局からのどういった具体的な文言がよいかという問いかけについて答えたい。整理案を見ると、労働でカバーされていることは、調達コードの共通事項でカバーされている内容よりも少ない。仮に認証とコードを比較するのであれば、強制労働、児童労働以外にも結社の自由、団体行動といったことはコードに書いてあるので、そういった規定があることは重要であるし、規定をしっかりモニタリングをしている認証なのかということも評価した上で、コードのうちどの部分に関してコードを満たすものと推定できるという形で検討していくものなのではないかと思う。コードの中ではいかなる形態においても強制労働をさせてはならないと書いてあるので、認証にプラスするのであればコードで書かれている言葉を引用するのではないかと思う。もちろん強制労働とだけ書いても何を意味するかわからない人も多いと思う。

解説も作られていたと思うのでそこに書かれている強制労働の内容についても示した方がよいかも知れない。

事務局：調達コードの共通事項に比べると個別基準の内容が薄いのではないかというご意見について。個別基準の位置づけとしては共通事項の内容は全てかかっている。その上でことパームについて事前に認証やその他の方法で担保しておくべきことは何かというところを今まで議論してきている。結社の自由等も事前の担保として必要であれば入れればよいと思うし、そこまでの話でなければ入れないという議論になると思う。あと、認証に関しては、基準に書いてあるかどうかという議論もあれば、現場の実効性がないとだめという意見もあったが、現場で実効性があることはどのように確認すればよいということになるのか。3つの認証ともスキームオーナーに来てもらい直接意見も聞いているが、その他に何か術があるのか悩んでいるところである。

井上：実効力については、確認していかないといけない課題ではあると思う。ルール自体についてはこの表はよくまとめられており良く整理されていると思う。今までWGで出た質問についても真摯な回答を得ており疑問点がクリアになって非常に勉強になった。理念は3つの認証ともほぼ同様にカバーされていると思う。実効力について担保するには民間会社の第三者に査察させるなどの方法があると思うが、そうすると今度は査察を誰にやらせるのか、どのようにどこまでやらせるかを考える必要があり、決めきれないと思う。公正な立場から見て誰を査察機関にするかということを決めるのは極めて困難であると思う。その中で良い選択肢は、法律で万人を縛ることが一つの方法だと思う。法律を守らない人を罰して、最終的に排除しなければいけないと思う。一方認証が取れない企業から買わない形式をしているだけであれば、日本では60万トン、ヨーロッパでは400~600万トンくらいのパーム油需要に対して(但し、ヨーロッパの需要もエネルギー用途が食用以外に相当量あり)、食用の用途の大半は中国に600万トン、インドには約800万トンが流れているので、そういったインドや中国へ流れるだけでサステナブルの向上には寄与しない。これがサステナブル油の実績が増えない背景にもなっている。もっと強制力を持った形で逃げられないように、法律で規制される制度を我々はプッシュしていかなければいけないと思う。当該企業の改善の実績が無いという話があったが、いまだ法律の管理は始まったばかりであるし、一方では我々の方からこうしてほしいと改善要求をしていけば、日本が制度を良くする努力をしていることを世界にアピールすることになってよいと思う。

河野：日本ではほとんど国民や、社会の認識がないことを前提に述べたい。今まで委員の先生が述べられていたように、間口を広げて微妙な部分を認めてしまうと、今後に向けてよくないのではないかという考えは理解できる。一方で、今現状、日本においてほとんどパーム油の生産現場や製造に対する認識がないところで、オリンピックを契機にこれを取り入れていこうと、パーム油が日本で使われていること背景に対して、日本の国民もきちんと理解して、対価を払うなり、それを選ぶなりして何らかのアクションを起こしていこうと考えた時に、間口を狭くして調達量が不十分なままスタートアップするか、それともある程度間口を広げて先程示された項目をきちんと満たしているかどうかを判断する根拠をどう置くのか、それが努力義務なのか、必須なのか、項目によって多少濃淡がついてくるものもあると思う。そのあたりを今後検討する必要があると思う。着実に、確実にというのは私自身も当然だと思うが、ただ時は既

に2018年を迎えたところ。オリンピック・パラリンピックはもう2年後に迫っている。モノの調達は今日決めたから明日すぐできるというものではない。昨年の畜産物の基準の検討では牛一頭育てるのにもルールが決まったらすぐできるものではないので、準備期間も含めてきちんとした製品が世の中に出ることを逆算して、猶予のあるスケジューリングをして基準を検討したと理解している。パーム油においても日本国内では生産ができないため、海外から調達することになる。時間が限られている中でよりしっかりしたものを日本の中に入れないといけない。そのことを消費者にとっても見える化する、それをぜひレガシーにしてほしい。何らかの消費者に見えるマークをつけるとか、そういったキャンペーンをするなど、これをきっかけに私たちの目を覚まさせてほしい。そのためにはルールをどうおいて、実効性をどこまで担保するかだと思う。基準を緩めてはよくないと思うが、加減は必要ではないかと考えている。期待したいのはISPOやMSPOは国家が主導して、民間認証であるRSPOでカバーしきれないところを自国の中でもなんとか努力してやっていこうというふうに、後発ではあるがルール作りをしていると思う。このWGに来て説明してもらったことには、一部不足はあったものの熱意はあったと感じる。本日の資料の追加質問についても真摯に回答している。ということは東京オリンピック・パラリンピックではこういったことを望んでいる、日本国民にこういったルールで不足の部分を補う形でISPO、MSPOに努力してくださいと逆に要求することも可能ではないか。万全でない部分を要求することで補い、より多くの方が参加でき、いろいろなところをカバーし、私たちの気づきにつながるような取組みにしてもらえればと思う。

関：理想と現実のギャップが大きい問題だと思う。オリンピック・パラリンピックの調達基準は大事だし象徴的なものであるし、きちんとしたものを決めないといけないが、より長いスパンで考えれば、日本の国内にとってもっと重要なのは、公共調達をもっと本格的にレベルを上げ浸透させ広めていく、そういうところにつなげていく第一歩としてこういったものを見続けなければいけないと思っている。そういう意味でこれが最後ではないと考えると、あるべき姿をしっかりと示したうえで、段階論や現実論といったものがあっても良いと思う。例えば強制労働をなくすための実効性がないというふうに考えるか、今すぐ完全にはなくせないが、この先5年、10年経てばなくなる、そのように前に進むことをエンカレッジするような、ステップになり得るものをどう扱うかという話だと思う。そこはいろいろな段階論があっても良いと思う。マストとして一歩たりとも譲れないものだけではなく、100点満点ではないが少なくとも現状から改善することになるものについてもポジティブに考える必要があるのではないかと思う。今は社会の認識がまだまだ十分ではないという話があり、まさにそのとおりだと思うが、こうした調達基準を出していく上でも最終的にはみんなの目に触れるものになるので、現状認識やなぜこれが必要なのかという背景の説明を書いた方がよい。単に基準はこれです、これを守ってくださいというのではなく、啓発にも配慮した文章にしていく必要があると思う。

小西：量の問題について誤解があるようなので述べたい。RSPOは約1,200万トンあるので供給量はまったく問題ない。また、国家について、日本人の思う国家と統治の行き届かない国家の概念にずれがある気がする。持続可能性はインドネシアやマレーシアの場合は合法性だけでは確保できないものである。合法性だけでは現地の環境価値や人権が守られていることは確保

できないので、合法性に加えて持続可能性の要件が必要だというのが、もともとの持続可能性の議論の土台になる。先進国の場合は合法性の中にある程度の持続可能性というものが含まれているので、日本人としては、つい国家が決めたことだからそれなら大丈夫とってしまう。そこに一つ日本人としての認識のずれがある気がする。もし、日本の東京オリンピック・パラリンピックが厳しい基準を作ることによって、緩いものがインドや中国の新興国に流れるとしても、日本は先進国なので、先進国から持続可能性は何かということを見せていくことが先進国の役割だと思う。途上国がそれを買うからと言って日本がそれを買ってもよいという話にはならないと思う。私の専門の温暖化対策でも言われていることだが、それは先進国としての責任があるからだと思う。

井上 : 事前に意見を整理メモとして提出させてもらったので参照をお願いしたい。サステナブルなものを考えるにあたって、制度を選定する際の大事な要点ということで、組織委員会の資料を確認した。基本理念の中に独占の禁止というのがあり、独占の形にならない為の選択肢として、今の3つの認証が検討の対象として出て来たので、各制度の方々を呼んで説明を受けた。それぞれの認証に対して、批判やここが足りないといった問題点があるかと思うが、総体的に当初3つの制度を呼んだ目的の通り、今のところは3つを選択肢の候補としてもよいと思っている。今後、実際にサステナブル認証を受けたパーム油を契約／買付／輸入し、日本にて製造販売を行う責務を負っている実業界からすれば、サステナブルな運用が持続される為には、費用の透明性が大事だと考える。商売をして買付を行う際にもっとも価格の透明性が大事であるし、日本の消費者の為には、価格の適正さがわからないままに輸入することは、非常に難しく持続性を損なってしまう。適正な市場価格が判断できるように、認証油のプレミアムに透明性のある状態を求めなければならず、その為には独占的に一つしか選択肢がない状況では適正な判断ができない。選択肢がいくつかなければ、日本の国民や消費者にも、輸入・製造・供給の責務を負う事業者にも本当に困った状況になってしまう。業界としては実際の輸入・製造・販売を様々な多くの消費者ニーズに合わせて、持続性を持って継続する為に、選択肢の幅の広さは必要だと思う。この会議で委員の方々から意見が出ていたと思うが、今回のオリンピック・パラリンピックのサステナブル導入の目的には、この機会に日本にサステナブルな意識を広めよう、それから世界にそれをアピールして世界からそれを認めてもらおう、できれば産地にもサステナブルが広まるような影響をもたらそう、ということが大きな目的にあると思う。この意味からも制度をニーズに応じて活用できるように選択肢を広げて、いろいろな人がサステナブル製品を利用でき、また生産地においても、小さな農民が加入できるようなものを作っていかないと、今までの状態が続くだけで、今後もなかなか広がらないと思う。消費者や製造・販売の実業界に今まで認証油が広がらなかった理由は、適正価格が判断できない事、高い費用の問題や、物流ルールが不整備であるなどの問題があった事が実情である。それは消費者や使う人、そして、メーカーが認証油を使う意義を理解していない、つまり、認証油の経済性とその効果のバランスが取れない為に理解も進まないのが今の状況である。それは選択の幅の狭さが一つの原因となっているのが実情であり、サステナブル油の普及を進める為には、もう少し選択の幅をメーカーや消費者に広げてあげる必要がある。日本はパーム油の用途が本当に広いので、そうしないとなかなか普及が広がらないと思う。我々商社団体としては、こういうサステナブル油のニーズや用途・活用方法が広がれば、輸入の選択の幅も広がるし（こ

れは車の両輪でニーズと輸入の動きは同時並行である必要があり)、結果的に日本に広く浸透すると思う。産地においても日本のニーズを反映できるように政府の活動を後押しするのが建設的だと思う。日本の普及が広がれば、日本がこうやって買っているということが広まることで、買いやすい状況を理解できれば(つまりインドや中国などの大きな需要国が自国のニーズに合ったサステナブル油を選択する事ができれば)、サステナブルへの需要が一気に増え、産地での普及並び認証パーム油が更に一層広がる事が期待できると思う。今のままでは、産地において選択の幅を広げてあげないと、排除されるだけに終わって、他の売り先に逃げてしまう人もいるので、限定的なメンバーへの普及に停まってしまう。違う意見も出ているが、インドや中国に売れる数量はものすごくあり、1,000万トンくらいある。日本は60万トンくらい。厳しい基準にすることで確かに日本の買い方をアピールできるかもしれないが、排除された結果、結局はサステナブルの推進に真面目に取り組まずに、中国やインドへの販売に逃げてしまう制度のままでは問題は改善していかないと思う。そういう人を取り逃がさないように各政府にはやってもらわないといけないと思う。政府の実効力がないという意見もあるが、逆に政府に実効力を持たせるようにプッシュをしていくことが前向きな、建設的な行動ではないかと思う。逆に政府に対して「あなたの国は実効力がない」と言うことは難しいと思う。そのため「悪いところはこうしよう」「これがあるべき姿だ」ということを言って改善させていかなければいけないというのが私の意見。組織委員会が政府に対して悪いとは直接言えないと思う。「こうした方が良い」と前向きに求めていく方がよいと思う。これらの考え方を文章として提出させてもらったので参照をお願いしたい。もう1点はクレジットに関して、河野委員から中間加工品はどうするのか、物流管理をどうするのか、消費者にちゃんとしたものを届けるにはどうしたらよいのか、という点が一番大事であるという御意見があったが、その点は同感である。前に富田委員が国内の物流管理がしっかりできないと、こういった油は意味が無いのではないかという発言をされていたと思う。この点からすると認証した油を通関、輸入して、物流行程を管理し、メーカー、スーパーから消費者に届くまで管理できる体制がなければ、認証油として認めてはいけないと思う。そういった体制を確立すべきだと思う。他の商品で既に輸入・物流・加工から消費者に販売する為の管理ルール(日本の国内法)が出来ているので、そのルールに従ってやればよいと思う。逆に言うと消費者に対して本来の認証油ではないものが届いた場合、それが認証油だと表示されてしまえば消費者の大きな誤解を招く。ある意味法律上の虚偽の表示になってしまうので、そういうことのない体制を作るべきかと思う。確かにクレジットは簡単だから入りやすいが、後でいろいろな問題が出てくる危険性は本当はないのか?というのが私の意見。

齊藤 : 日本の植物油の太宗を供給する業界で公正する日本植物油協会として本 WG に参加させていただいていることに感謝するし、非常に勉強になっている。植物油に止まらず食品産業全体を代表している形にもなっているので、各方面、各機関と綿密に議論を積み重ねている。現地にも調査へ行った。我々としてはパーム油の認証を検証する場合 4 つの観点が必要だと考える。一つはサステナブルを確保すべき基準。今回、事務局が 4 つの基本系にまとめてくれたがその基準が確保されていること、その基準をしっかり守っていること。2つ目は客観的評定がなされていること。3つ目は運用にあたって実効可能性が担保されていること。4つ目は認証に伴う負担が公正で適正であること。この 4 つが重要なポイントだと思う。本日、小西委員を



含めて背後に **RSPO** のイメージがあり、**RSPO** が優れていて他が劣っているといった議論が行われているのではないかと感じる。私は、かつて **RSPO** は優れていてデファクトであり、先見性があり、途上国に対して旗を振ってきたと評価をした。ある面では今も変わらないが、この1年間各方面と議論や調査を通じて、最近は違うのではないかと、少し見方を多元化する必要があるのではないかと考えている。基準については、今回、事務局で表現の濃淡とワードの違いはあっても3つの認証とも基準をクリアしているとしており、我々もそのように確認してきた。先程強制労働という言葉があった。国として強制労働はやってはいけないことは当たり前なので国の法律には馴染まないと思う。ただ、ここで記述するという具体的な方法については、土井委員のご意見の方向で記述をすればよいと思う。国として日本も強制労働という言葉はないが、当然、強制労働をしてはいけないので、それに実効性があるかどうかは国に問わなければいけないと思う。なお、以前、この検討会で **RAN** や **RSPO** も発言されていたが、現状認識として大丈夫だろうかと思っていることがある。一部過激な **NGO** が自らの役割を主張する時に常套手段として国が悪いと言う。もちろんそうせざるを得ない理由が歴史的にもあったと思う。歴史的にみれば、環境保護が何たるかがわからない国が腰を上げない中で、**RSPO** は途上国にパイオニアとして殴り込み、環境保護の旗を振ってきた。まさにその実績はすごいと思う。それは、ここにおられる井上委員もそういった動きの中で、それを実践されてきた。ただ今は歴史が大きく動いていると思う。基準を考える場合、**RSPO** もそうだが、サステナブル水準別の並べた国の母集団にラインを引き、ライン以上のものを認証している。ただこのようにラインを引くと、先日の **RAN** の発言のとおり **RSPO** より **POIG** が良い、更に何が良くラインが上がりいくらかでも認証の対象、サステナブルの対象が減ってってしまう。しかし、国全体の環境をサステナブルにするためには発想を転換していく必要がある。すなわち、ラインの高いレベルは維持しつつも母集団自体を上げていかなければいけない。この母集団自体を上げることは民間ではできない。国でしかできない。私は、マレーシアとは食糧庁在籍時代からフォローしてきたが今は大きく変わっていると感じる。もはや途上国としての存在ではなく、施策に関し責任を持って実行している。特に、昨年、ヒアリングに来た **MSPO** のパーム庁はマレーシアのパーム産業を統括していて、その統計データはアメリカの **USDA** データに負けないくらいの指標となっている。また、産業界もパーム庁指示に従っていることから、もはや環境をコントロールができないパーム庁ではないと思う。犯罪や不正自体はマレーシアもあるし日本もある。それを国の責任にすることはできない。国がそれをしっかりコントロールしているかが大事であると思う。**RSPO** は非常に先見性はあるが、そういう意味では一定の線引きをして対応する静態的な認証システムに留まる。これが国全体を包括するには限界があるので、**MSPO** のように全体を対象とした動態的システムとして動かす、そういったシステムへの転換が必要だと思う。転換と言っても、**RSPO** は **RSPO** で頑張ればいい。これらが切磋琢磨する大きな転換期に来ていると思う。その意味で、コペルニクス的な大きな転換期に私たちは来ていると認識している。客観的な評価については、**RSPO** はオーディターと称して我々も確認したがしっかりやっている。**MSPO** についても、現地も政府からの公正な観点で検証、査察が行われるということで非常に緊張感を持っているのを肌で感じたところ。さらに、実効可能性についても **MSPO** は既に着手しているし、彼らに何度か直接確認もしたが、船積みまで証明書を出し、物流管理をする。日本に着いてからの流通は我々の責任で

あるが、これについては世界に冠たる非遺伝子組換えの原料の IP ハンドリングを持っている。これは世界トップレベルなので ISPO、MSPO、あるいは RSPO だろうと責任を持って対応できる。その他、BC については基本的に事務局のまとめのとおりで良いと思うが、物と認証が繋がっていないことから、それは認証された後、より良く運用できるように業界としてどうしていこうかということを考えたいと思う。BC については、RSPO の議論すべき点でもあると思う。コストについては、それはブランドであるから説明の必要はない、といったことで最初から最後まで教えてもらえなかったことは、残念に思う。ここは東京オリンピック・パラリンピックの検討委員会であるので少なくとも社会的コストをどうするのかということについては、今からでも遅くないので教えてもらえればと思うし、国民に透明性のある説明を期待したいと思う。

金子 : 井上委員から選択の幅が少ないよりは多い方がよいという意見があった。GPN ではパーム油のグリーン購入研究会をやっていて、化成品メーカーや食品メーカー、流通業者と意見を交わす機会が定期的にある。これまで選択肢が狭くて困っているという話は一度も聞いたことがない。ご存知のとおり日本はまだこういった状況であるので、まだどの認証油にしようかと選ぶ段階ではまったくない。認証油を始めるか始めないかというところで皆さん足踏みされている状況なので、あまり選択肢の幅がないからという理由は納得できないと思った。研究会の中では、RSPO は長年ずっと実績があり、いろいろな企業にも採用されている実績があるので十分だと思う。ISPO や MSPO については情報もあまりなく、海外の企業からの採用の実績もなく、ISPO や MSPO からもそういった回答があったので、ここで新たに基準に入れるということは新しい一步を踏み出すことになる。強制労働の面で少し弱いというレポートも出ているので、仮に ISPO や MSPO が入ったコードを発表した時に、海外や日本の NGO から「どうして調達コードを満たしていると考えているのか」という質問がくると思う。その時は胸を張ってここが大丈夫と回答できるよう用意しておく必要がある。まだ足らずのところがあるというのは共通認識だと思うが、もし仮にこれらの 3 つの認証が入るとするのであれば、文章を書く時に「基準を満たしているものはこれ」ということではなく、「日本がこういう状況でもあるので、足らない点もあるが、持続可能なパーム油を普及させていくために応援する目的でこういうものを入れた」ということを文書として入れてほしいと思う。オリンピック・パラリンピックのコードに入ることでお墨付きを得たかのようにプロモーション活動に使う人が多数出てくるので、それを後押ししてはいけないと思う。足らずのものがあるということを確認した上で、それを普及、応援する意味で入れたという理由をはっきり書いてもらいたいと思う。

齊藤 : それぞれの認証について色々な課題があるので、コメントをして「こうしてほしい」と言えばよいと思う。例えば強制労働一つとっても先程の評価ではあのような評価だったが、皆さんご承知のとおり世界にはいろいろな評価があり、RSPO、MSPO、ISPO のどれも駄目だと評価するところもある。どこかに線を引くことにすると RSPO と MSPO で違う点を見つけてそこに線を引こうとされるかもしれないが、発想の転換で、国が出ていく転換点であるので、そこを認識してもらったほうがよい。いろいろな基準があるので、例えば線を引いて一つの認証だけを採用してしまうと、RSPO でも駄目だという評価もあるので、線を引くこと自体が難しいと考える。

勝野 : 委員はこれまでに策定してきた調達基準の文章が頭に浮かんでいて、要件を満たしているものがこれだと書かれるのが気持ち悪いということだと思ふ。つまり、「RSPO、MSPO、ISPOをこれらの要件を満たすものとして認める」と書くことが気持ち悪いということだと思ふ。ここに「認める」というラインを引くかという問題があるということの問題提起いただいているということで、RSPO 以外の認証を排除しようとかそういう議論ではなかったというふうを受け止めていた。事務局からは文言の問題なのか、運用の問題なのかというコメントがあった。今日配られた資料 5 を見ると MSPO も強制労働の基準を持っているとされ、かなり細かなルールも作っている。MSPO については、恐らくルールとしてはある程度カバーされていて、ただ運用面でいろいろ問題があるという指摘があるという状況なのでそれをどういうふうに基準に落とし込むかというのは、皆さんの今日の議論を踏まえて一度案を作ってもらい、さらに叩かないと永遠に空中戦が続くと思ふ。また、本日は永田委員が初めて出席されているのでぜひ御意見を聞きたい。

永田 : 私はアブラヤシの生産の一番上流の部分を見ているので、こういった下流の末端の消費の部分で川上の問題に対して、どういうふうにアクションを起こしていくかということについてあまり馴染みがなく、大変勉強になっている。テクニカルな部分で教えてほしい。パーム油調達はある意味商取引であり、そこに調達する側と供給する側がいることになる。ここでパーム油の調達基準を作るということは、調達する側が、供給側が持って来るものに対して例えば「これは我々が求める基準を満たしていないので取引ができない」、あるいは「そういったことが十分担保されているので購入する」といった話になると思ふ。その時に最初のたたき台を見ると、パーム油を使った製品にもいろいろあり、ここではオリンピック・パラリンピックで使うであろうカテゴリーがいくつか示されている。こういった調達はパーム油の調達の基準作りなのでパーム油で止まってしまい、それ以上細分化して調達の方針を定めることはしないのか。それとも揚げ油のようなパーム油を調達する場合とパーム油がお菓子などの製造の段階に使われていてパーム油が入っているかもしれないものを調達する場合に適用する基準、テクニカルなところで同じような基準にするのか、そこに差別化をするのか、上流の方で原油に近い部分で関わっている企業であれば、こういう問題に対して当然関心を持っているし、それに対応していることも多い。一方例えば末端のケーキ屋さんがケーキに入っているパーム油について証明しろと言われても、大手企業のような回答や説明責任を果たすことはできないと思ふ。ここではア、イ、ウ、と書かれているが、オリンピック・パラリンピックの調達を離れて一般的にも通用するような調達基準を示すのか、オリンピック・パラリンピックというイベントに供給されるものに対してより具体的に実効性のより高い調達基準を作るのかによって考え方やテクニカルなまとめ方が変わってくると思ふ。極端に言えば原油に近いところの製品に対して RSPO や認証みたいなものをしっかり取っているか、あるいはそういったところでカバーできない部分に関しても、何らかの基準を担保するような努力を企業としてしているかということまでを調達基準にする一方で、もう少し加工度の高いものに対しては、供給する側にはまた別の何らかの説明を求めるのか、商品に対してクレジットのようなものを求めるのか。そういった形にしていけないと、一概にパーム油と言っても製品の段階によってもそれを扱う企業群の性格によっても違うと思ふ。こちらが全部調べるわけではないので、供給側にそれを説明しろと言ってもその能力に差が出てくると思ふ。そのあたりをどのく

らい現実的に考えているのか。あるいはそういうものは調達基準として公表されるものでなくて、もう少しテクニカルなところで定めるようなものなのか、そのあたりが WG の最終的な作業の目標としてもよくわからないところがあるので説明いただけるとありがたい。

事務局：対象のところは今日はア、イ、ウと示しているが、永田委員が指摘したところが実際かなり悩みどころだと思っている。いろいろなものに様々な加工度で使われているという中で、一律にやってほしいと言えないのではないかと、モノによって差をつける必要があるのではないかと、河野委員のご指摘にあったように国内で生産されたものかどうかといったところもあるし、ケーキを作っているような小さな事業者にどこまで証明を求められるのか、非常に課題があると思っているし、これからそこを整理しないといけないと思っている。基準の位置づけとしてはまずオリンピック・パラリンピックの大会で調達するために適用するものであるもので、まずはそれを想定した形でしっかり作っていくが、一方、レガシーの観点もあるので、大会のためとしつつも、その先にも活用できる、活用しやすいような視点も入れていかなければいけないと思っている。

井上：委員からいくつか質問が出ているこの疑問点については、国内の物流管理をしっかりしよう、消費者にちゃんと届けよう、という話に関連すると思う。今まであまり具体的に説明していないが、日本には非遺伝子組み換えルールがあり、輸入商社が輸入した時にこれは非遺伝子組換え品を分別物流していることを保証している。これは商社が海外の分別物流の証明書を持っているのでそれを基に保証している。メーカーはそれを受けていろいろなものを作り、いろいろなところに売っていく、その際にまた保証なり証明書を出している。これが連鎖でつながることによって、輸入したロットから 100 なり 200 なり分岐しても保証されたものが最後の加工場や売り場まで届く、という形で末端の製品に届く方法を設定している。正直スーパーまでいくとそれがどうなっているかはわかっていないが、製品を作るところまではできている。例えば納豆に非遺伝子組換えと書いてあるのはメーカーが分別物流で入手できたという証明をもとに書いている。次にケーキやチョコレートに使っているといった、数%のレベルの非常に少量しか入っていないパーム油をどうするかについては、メーカー団体ではないのでわからないので、それは他の国内法も参照して検討してもらえばよいと思う。たぶん 5% ぐらいのイングレであれば認証されている事を言えない、あるいは、言わなくてよい、ということになっていると思う。すでにある他の商品の事例に基づいて作っていけばよいと思う。やり方については、この委員会ではなく、国内のメーカーやスーパーからも色々な意見を聞いて、どうあるべきかを聞くことによって一つの基準が作れるのではないかと思う。

小西：WWF は RSPO を推薦したくてここにいるわけではない。持続可能な調達を東京オリンピック・パラリンピックがいかにしてできるようになるかということが目的でここにいる。持続可能性を確保する委員会であるので、逆に持続可能性を確保できない結果となって、かつ、金子委員の御意見のとおり逆にグリーンウォッシュになってしまうことの方がリスクだと思う。極端かもしれないが、今から開発され、実績がなく、しかも現地での確保が不十分と言われるものも含めて東京オリンピック・パラリンピックが応援したいというのであれば、東京オリンピック・パラリンピックは持続可能な調達コードという名前を止めて、東京オリンピック・パラリンピック認証応援コードとすればすっきりすると思う。持続可能性というのはグローバルスタンダードで判断されるものであるので、RSPO は NGO だけという御意見があった

が、今 EU は RSPO が最低基準であると言っている。東京の次はパリになる。パリがどのような基準を持って来るのか、ロンドンとパリに挟まれた東京オリンピック・パラリンピックがグローバルスタンダードで持続可能な調達を推進したオリンピック・パラリンピックになってほしいと思う。

井上 : ヨーロッパの事だけを例にあげてグローバルスタンダードと言う事は早計であると思う。なぜなら遺伝子組換えの認証ルールを考えても、ヨーロッパだけは、グローバルスタンダードではない特別なルールを作っている。彼らは彼ら自身の参加国メンバーの農業政策やエネルギー対策を基にルールを作っている国であるので、グローバルスタンダードということは決してない。世界の油脂事情から考えると、ヨーロッパはもともと自給自足が出来ているので、ほんの一部のルールだけを自分達だけに適用しているような国であるので、ヨーロッパだけを見てグローバルスタンダードとは言わないようにしてほしい。ただ持続可能性という観点ではいろいろな考え方があつた事は間違いない。これは違う視点で観なければならぬが、ヨーロッパのルールで観るのではなく、グローバルスタンダードの持続可能性はどうあるべきかという違う議論を行うべきである。例えば今 RSPO 以外の認証が否定されたような事を委員の何人かが発言されているが、私は日本にいて昨年秋から初めてフレッシュな目を持つ第三者として、3つの認証を比べた時、どの制度も、前向きに対応し、改善していこうとしているので、よいのではないかとつた。その背景としては、横から見るとどれも大きく違わないように見える。違いを無理につけるだけの理由はあるのだろうかと思う。例えば RSPO も私は良いと思っているし、一方で RSPO もいろいろ問題がある。寡占化の状態のまま、日本に持ってきてしまったら、これもグローバルスタンダードに反してしまう。価格の透明性がない点についてもグローバルスタンダードではなくなってしまう。ただみんなが使えるようにやってみよう、少しでも良くなるようにみんなを後押ししていこうという姿勢が大事なのではないかと思う。

齊藤 : 西洋といってもヨーロッパ基準にしか過ぎないというのは同意見である。日本は日本の独自のオリジナルな基準を作ればよいと思うし、特にインドネシア、マレーシアの国全体のサステナブルを図れるか図れないかの大転換の時であるので、そういう観点が必要だと思う。なお、もちろん小西委員は公正な判断をしなくてはいけない本委員の一人であるので、仮に RSPO のみを推したらそれは利益相反になってしまうことになることからすれば、そういったことをされるとは思っていない。

富田 : 認証はそれぞれ基準が完璧かもわからないし、担保されていると言ってもそれが本当に正しいかどうかわからないいろいろな議論があると思う。いずれにしても認証は担保方法の問題なので、いきなりそこに入る前に、我々は基準を明確に話し合わなければならないと思う。これは先ほどからも指摘があるが、原則は何であるかというものがあり、それを担保する方法としてこういったものがあるという流れとなり、認証はあくまでも例示に過ぎない。そういった考え方からすると、現時点でやらなければいけないことは、①から④の議論を改めて明確に話し合つて、例えば先住民の問題であれば意見を述べるだけではなくて合意を入れた方がよいのではないかと、適切な労働環境という表現だと抽象的過ぎる部分をどうするか、共通事項に書かれている労働のすべての項目をカバーする必要はないが、パームで問題になると言われている児童労働、強制労働、労働安全といった事をしっかりと明示する必要があると思う。

先程井上委員から指摘があったトレーサビリティについて私は入れた方がよいのではないかなと思う。この 5 点くらいを原則としてしっかり掲げることが先で、その後どういった担保方法、認証が使えるのかという議論にもっていかないといつまでも堂々巡りの議論になってしまう。

小西 : 勝野委員が発言されたことがそのとおりだと思う。これらの認証が持続可能性の観点を満たしたものとするというところに気持ち悪さがある。富田委員の御意見のとおり、「農園までのトレーサビリティを確保する」「FPIC を行っている」「保護価値の高い地域は開発しない」といった原則をしっかりとした上で、その後どうするかについては、勝野委員の御意見のとおりそれぞれの認証の弱いところや強いところを比較したものをつけることも一つの案だと思う。RSPO が足りないと言われていることは重々わかっている。

田中 : 今後、担保方法も具体的に動いてくる。先ほど事前の調査という話もあったが、一方で技術的な難しさも指摘があったので、この担保方法も含めた総合的な対応が必要ではないかなと思う。

横島 : この議論での直接の影響という意味で申し上げるわけではないが、マレーシアは TPP の参加国であり、またインドネシアについては経済連携協定を締結している国であるということ記録上申し上げておく。クレジット方式の位置づけが事務局の案でもよくわからなかった。認証と一言で言ってもいろいろな認証があるのではないかなという議論が今までずっとなされていたと思う。いわゆる認証油として合格だというものとしてクレジット方式が入っているのか、次点のものなのかがよくわからなかった。この一滴の油がそのとおり作られたものであるという意味ではクレジット方式は必ずしもそれを確認しないものである。ただこのクレジット方式を、先進的な取組みをしてきた RSPO NEXT がこれを導入したという趣旨はかなり重く受け止めないといけないと思う。前回も申し上げたがそこが引っかかるところである。GAP だとこのクレジット方式は想定されない。手にとった野菜がそのとおり作られたかわからないというのでは GAP の意味がなくなってしまう。それは安全や衛生面を確保するためところが欠けてしまうからである。パームでクレジット方式が成り立つのは温室効果ガスの排出の問題に近いのではないかなと思う。この鉄やプラスチック製品がそれに沿ったものかどうかわからないが取引するといったやり方だとすると、手に取ったものの品質を一つひとつ確認するというアプローチをとらなくても進められるものであるというのがパーム油であると思っている。いろいろ経験した上でこの方式を導入したことをどう捉えるのかという点について議論を伺っていると、どの点にポイントを置くかについてはいろいろな御意見があり、私としては特に意見はないが、あまり厳しくしてしまうとクレジット方式をどうするのかという話まで広がってしまう。何を目指しているのか精神をまず確認しないといけないというのはその通りだと思う。それをどういう形で担保しようとしているのかという議論において、クレジット方式を加えるかについては丁寧に議論するべきではないかなと思う。

秋月 : 委員の皆様におかれてはたくさんのご意見に感謝する。私個人としては 100 点満点のものがない中で、100 点のものしか合格させないということではなくて、100 点に至らないかもしれないが努力するものをどのように評価するかというところが大事だと感じた。事務局は大変かなと思うが委員のご意見を踏まえて、次回の WG で基準案を示せるように準備をお願いします。

### 3. 今後の予定について

事務局：次回のWGは、来週2月5日（月）午後で予定。ここでは、紙の基準の検討を行う。また、通報受付窓口の準備状況についてご説明する時間も取りたい。最低限、昨年行ったパブコメの結果はご説明したい。詳細は改めてご連絡する。さらに、その後、3月上旬にWGを予定している。そこではパーム油や紙の基準の案をお示しできるようにしたい。なお、検討開始当初は3月中の策定を目指していたが、WGの回数が増えたこともあり、当初の予定より少し後ろにずれる見込みである。3月中にパブコメを実施し、4月に最後のWGを開催したい。ご迷惑をおかけするが、御協力をお願いしたい。

秋月：それでは本日の議事はこれまでとし、閉会する。